

熱海海上花火大会にて  
(撮影 青木)

## 中小企業たよりの日本経済なのに

日本経済は中小企業でもっていると言っている。企業数の99.7%、従業者数の70%を占める中小企業。一握りの好調企業を除き、今そんな企業が存続の危機に陥っている。

原因はデジタル化への対応遅れ、人員確保の遅れ、需要(売上)不足が挙げられる。

デジタル化の遅れは、急速に進んだデジタル化に伴う投資がままならない為で、もう少し時間が欲しい。

しかもデジタル化によって生産性が上がったか？それは返って手間がかかり、生産性のアップには寄与していない面が見られる。デジタル化は打ち出の小槌ではない。分析ばかりやっても生産性はアップしない。

こんなに早く、こんなに簡単に、今まで3人でやっていたのが2人でできる。便利この上ないのも確かだ。ロボットも大いに寄与しているが、これには多くの投資資金が必要になる。この困難な事態をどうしても乗り越えていかねば、中小企業の生き残る道はない。

実はこの大規模、大手企業優位の社会は将来に渡って中小企業を圧迫し続ける。

例えば、年金である。生涯もらう年金の額でも差がつく場合が多い。退職後の国民はほぼ平等の額で良いのでは？

最後に、国の中小企業政策だ。これには大いに疑問が残る。大きいことが良いことという考えが未だにあるような気がしてならない。

何しろ大規模が良いと、大規模農業、大規模店舗、みんな大規模を基準に、小規模が排除された。

小規模ファミリービジネスが生きがいった店舗、工場は撤退を余儀無くされた。

人のぬくもりの消えた商店街、これは代えがたい損失だ。欧州に見る代々続く家内工業。そこは誇りと自信に満ちている。

合理性、効率性のみで経済を諮ったならば、永久に真の成長はないと思うのだが……。

中小企業



(宇久田 進治)

# 《税務署から届いた納付書で納付している方必見》

## 予定納税の納付書事前送付の廃止について

前期の法人税や消費税等の納税金額が一定金額をこえると、次年度の納税負担を緩和するために予め納付する制度「**予定納税**」があります。

予定納税の期日、約1カ月前に税務署から郵送されていた納付書ですが、「あらゆる税務手続が税務署にいかずにできる社会」の実現に向けて**キャッシュレス納付の利用拡大の取り組み**により、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、『e-Taxにより申告書を提出している法人等について、**令和6年5月以降に送付する納付書の事前送付を取りやめる。**』こととしております。

(消費税の中間申告については、当面の間納付書が届きます。)

納付書が郵送されず、あたふたしてしまう前に確認しましょう！

### 《事前送付を行わないこととなる方》

○e-Taxにより申告書を提出されている法人の方いる法人の方

○e-Taxによる申告書の提出が義務化されている

○e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望されている個人の方

○納付書を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- 振替納税
- インターネットバンキング等による納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付
- コンビニ納付(QRコード)

宇久田税理士事務所はe-Taxにより申告書を提出しているため、郵送廃止に該当する方がほとんどです。弊所としては、キャッシュレス納付をまだご利用になっていない方については予定納税の納付書を郵送等をさせていただきます。

しかしキャッシュレス納付の拡大により、地方公共団体の納付書によるお取扱いを順次終了している金融機関も増えております。

いつしか紙で納付する時代が終わるかもしれません…。

今回の件でキャッシュレス納付にお切替いただく方が多数おりましたので、切替する際に必要な申請や特徴を下記にまとめましたので、ぜひご参照ください。(職員 青木)

納付方法	ダイレクト納付 (e-Taxの口座振替)	インターネットバン キングによる納付	クレジットカード納付	スマホ納付
手続き	ダイレクト納付利用届出書を作成し所轄の税務署に提出する。 受理まで約1カ月かかる	e-Taxの利用開始手続き e-Taxの利用があればすぐに利用可能	国税クレジットカードお 支払サイトにて手続きなし で利用可能	国税スマートフォン決済専 用サイトにて手続きなしで 利用可能
利用可能額	金融機関による	金融機関による	カード利用範囲内で 1,000万未満	30万円未満
手数料	不要	不要 ※利用手数料がかかる場合 あり	納付税額に応じて 手数料がかかる	不要
納付申請	申告時に振替日を指定いた だければ弊所に対応可能	ご自身で対応して いただく必要があります	ご自身で対応して いただく必要があります	ご自身で対応して いただく必要があります



## 遺言って書いたほうがよいの？



相続税の申告や、生前対策のご相談を受けていて、感じたことをお伝えいたします。



### 遺言があったほうが良いと思うケース



- ◇ **子供がいない老夫婦の場合**・・・「全部配偶者へ」という遺言を、夫婦それぞれ作成することで、自宅など大事な財産が、スムーズに相続できます。仲がよければ、遺留分は問題になりません。
- ◇ **土地や建物がある場合**・・・都会 or 田舎、賃貸 or 自宅、思い出があるか or ないかなどの場合で、平等にわけるのが難しいので、遺言で決めておくと相続人はとても助かると思います。
- ◇ **遺産分割の時に相続人が認知症を発症している、または認知症の可能性が高い場合**・・・認知症を発症している方は、遺産分割協議ができません。法律できめられた割合で、不動産も預金も共有で相続になってしまいます。遺言があれば、回避できます。
- ◇ **二次相続の場合**・・・両親の最初の相続(一次相続)では、もう一人親がいるのでまとまる可能性が高いですが、2 回目の相続(二次相続)では、子供同士で遺産分割の話し合いをすると妥協点が見いだせなくなることが多いです。
- ◇ **財産をわかりやすくするため**・・・相続税はかからないと思いきや油断していたら、調べていくうちに申告義務があることが判明するとなにかと焦ります。
- ◇ **デジタル財産※がある場合**・・・せっかく貯めた財産が見つけれないと相続人は相続することができません。

※暗号資産、電子マネー、クレジットカードのポイント・マイル、NFT アート、ネット銀行やネット証券の口座



### どの遺言を作るか



- ① **自宅で保管する自筆証書遺言**は、費用は掛かりませんが、発見されないリスクや形式を満たしていないので無効になるリスク、遺言者が死亡した時に家庭裁判所で開けてもらう手間がかかります。
- ② **法務局で保管する自筆証書遺言**は、形式だけはチェックしてもらえます。費用は 3,900 円です。遺言者が死亡したら、相続人が法務局に手続きを行い、遺言情報証明書(一通 1,400 円)を発行してもらいます。
- ③ **秘密証書遺言**は、公証役場で作成します。遺言書の存在のみを証人(他人)の立ち合いにより証明してもらい、内容については秘密にします。形式についてチェックしてもらえないため、無効になる可能性があります。費用は 11,000 円です。
- ④ **公正証書遺言**は、公証役場で証人(他人)が立ち合いのもと作成します。文章を作るのは公証人の先生なので、財産・相続人の情報、どのように相続させたいかを伝えるだけで、完璧な遺言が完成します。費用が一番かかります。

5,000 万円超 1 億円以下・・・43,000 円

1 億円超 3 億円以下・・・43,000 円+5,000 万円までごとに 1 万 3 0 0 0 円を加算した金額

3 億円超 1 0 億円以下・・・95,000 円+5,000 万円までごとに 11,000 円を加算した金額



どの遺言にするかは、家族の仲が良好かどうか、財産が多いか、遺言者の健康状況(認知症など)によります。まずはどのようにしたいか考えて、それを配偶者や子供へ伝えてみてはいかがでしょうか。亡くなる人の遺志を酌んで、仲良く分けてくれるなら①でもよいのです。



相続事業班



八幡社労士から

# カスハラから従業員を守る

カスハラという言葉は今やご存じの方が多いと思います。特に消費者相手(BtoC)の事業者にとっては気になる言葉かもしれません。

カスハラ(カスタマーハラスメント)とは、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性(※1)に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの(※2)であって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」とされています。(厚生労働省「あかるい職場応援団」ウェブサイトより)

## ※1「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」の例

- ・企業の提供する商品・サービスに瑕疵(不備)・過失が認められない場合
- ・要求の内容が、企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合

## ※2「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動」の例

- ・身体的攻撃(暴行、傷害)、精神的攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)
- ・威圧的な言動や土下座の要求
- ・継続的(繰り返し)、執拗な(しつこい)言動
- ・拘束的な行動(不退去、居座り、監禁)
- ・差別的あるいは性的な言動
- ・従業員個人への攻撃・要求



※上記は要求内容にかかわらず不相当とされる可能性が高いものの例ですが、単なる商品交換・金銭補償・(土下座でない)謝罪要求であっても、要求内容の次第では不相当とされる場合があります。

カスハラに対する経営者の対応姿勢は、従業員のモチベーションにも大きくかかわってきますので、経営者の皆さまにはまず「カスハラから従業員を守る」という姿勢をぜひ社内外に明示することをおすすめします。その他詳しい対応例などは前述のウェブサイトでご参考いただけます。

また、消費者の立場になったときは誰もがカスハラの当事者になりえますので、ご自身の消費者としての行動の振り返りにもご参考いただければと思います。

特定社会保険労務士 八幡祐輔

## やがて終戦記念日



もう 10 年ほど前になるか。TV のそれは南方戦地に行って戦死した人達の里帰り番組だった(フィクション番組)。列車に揺られ着いたのは上野駅。ここで浅草に行く人、皇居に行く人、思い出の場所にそれぞれ散った。夕刻集合しての帰途「こんなにも発展した東京。私らこんな世の中造るために戦地に行ったんじゃない……悔しい」と、なげくシーン。深い考えに沈んだ。

(宇久田 進治)



## 「お盆休み」のお知らせ

8/10(土)~8/18(日)まで誠に勝手ながら夏季休業とさせていただきます。8/19(月)より平常通り営業いたします。ご迷惑ご不便をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

よろしくお祈りします



所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております。

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892



毎週日曜日 18時~18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

